

第2節 運営及び体制整備

本保存管理計画を実現するために、その運営の方法や体制整備に関する諸点について、整理することとする（図IV－1参照）。

1 運営組織の設置

本保存管理計画において明確化したとおり、二見浦は様々な自然的又は歴史的な構成要素から成り立っている。それらの価値を確実に次世代へと伝達するためには、厳密な保存管理が不可欠であり、今後とも現状変更等の取扱いを適切に進める必要があることは言うまでもない。また、周辺地域の保全は将来的な課題でもあり、今後とも研究・検討を行う必要がある。

そのため、名勝二見浦保存管理計画策定委員会の組織構成を踏まえ、**名勝二見浦保存管理計画運営委員会（仮称）**を常設し、現状変更等の調査審議を行うとともに、文化財という観点から二見浦の規制・保護の在り方について審議検討を行うこととする。

2 行政機関の役割

名勝二見浦は、国有地（財務省・国土交通省所管）の他、三重県有地・伊勢市有地、社地・個人所有地から構成されており、平成21年2月19日付けで伊勢市が管理団体に指定されている。

また、名勝の広大な指定区域の適切な規制・保護を行うためには、文化財としての視点を十分踏まえつつ、自然公園、森林、砂防、港湾、海岸、景観等様々な観点を考慮することが必要であり、整備・活用を図るにおいても各関係機関との連携・調整が不可欠である。

そのため、名勝二見浦保存管理計画策定委員会協力者連絡会の組織構成を踏まえ、**名勝二見浦保存管理計画連絡協議会（仮称）**を常設し、必要に応じて文化庁の指導・助言を得つつ、二見浦の規制・保護、整備・活用のための検討・協議を行うこととする。

3 地域住民・地権者・民間団体等関係者との連携

名勝を適切に管理していくためには、伊勢市及び関係行政機関はもとより、地域住民・地権者・民間団体等関係者が相互に協力し、連携を図ることが肝要である。

すでに二見浦では、海岸の松林周辺の清掃、環境美化活動を行うボランティア組織も活動している。

これらの民間団体や行政機関を結びつけ、相互の情報を交換し合い、今後の管理・整備に活かしていくための組織として**二見浦保勝会（仮称）**を設置し、定期的に二見浦の保存管理、整備・活用に関して検討を行うこととする。

図IV-1 名勝二見浦 運営及び体制整備図

